香川県広域水道企業団条例第11号

香川県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第243条の2第1項の規定に基づき、企業長等(香川県 広域水道企業団(以下「企業団」という。)における同法第292条において準用する同法第243条の2第1項に規定する普通地方公共団体の長 等をいう。次条において同じ。)の企業団に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。

(企業長等の損害賠償責任の一部免責)

- 第2条 企業団は、企業長等の企業団に対する損害を賠償する責任を、企業長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、企業長等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる企業長等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせる。
 - (1) 企業長 基準給与年額(地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下この条において同じ。)に6を乗じて得た額
 - (2) 副企業長又は監査委員 基準給与年額に4を乗じて得た額
 - (3) 職員(前号に掲げる職員を除く。) 基準給与年額 (委任)
- 第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。